

平成 18 年度に実施した認証評価に関する検証結果報告書の概要 (大学・短期大学、高等専門学校、法科大学院全体の状況)

認証評価の有効性や適切性について検証し、評価内容・方法等の改善に役立てることを目的に、平成18年度に実施した認証評価について、対象校及び評価担当者へのアンケートを実施。

【アンケート回収状況】

大学・短期大学機関別認証評価

対象校 11 校 (大学 10 校・短期大学 1 校) すべてから回答

評価担当者 (部会構成員) 58 名中 43 名から回答 (回収率 74%)

高等専門学校機関別認証評価

対象校 18 校すべてから回答

評価担当者 (部会構成員) 55 名中 43 名から回答 (回収率 78%)

法科大学院認証評価 (予備評価)

対象校 13 校すべてから回答

評価担当者 (部会構成員) 50 名中 26 名から回答 (回収率 52%)

1 検証結果の概要

機構が定めた評価基準等について

「質の保証」「改善の推進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らし、評価基準の構成・内容は概ね適切。

ただし、「社会からの理解と支持」については、どちらとも言えないとする回答も一定数あり(大学・短期大学)、評価の公表方法の工夫など今後の検討の中で考慮が必要。

教育活動を中心に設定していることは適切。

一方で対象校が自己評価しにくい、評価担当者が評価しにくい評価基準または観点(解釈指針)があるとの指摘もあり、引き続きわかりやすい表現の工夫や、説明会等を通じた評価基準等の趣旨・ねらいについての説明を一層充実させていくことが望まれる。また、観点(解釈指針)等の重複又は類似するとの指摘もみられたため、次期の評価周期を念頭に今後検討していくことが必要。

平成 19 年度においても、可能なものから観点(解釈指針)の見直しを実施。

研修会・説明会について

評価担当者に対する研修会、対象校の自己評価担当者向けの説明会・研修会については、いずれも有効性が確認。

評価担当者からは書面調査の内容のシミュレーションの充実（大学・短期大学、高等専門学校）や評価経験の差に応じた研修内容の工夫（高等専門学校、法科大学院）が指摘され、また、対象校からは具体的な事例等の充実の要望が多く出され、引き続きこれらの面での充実を図っていくことが有効。

自己評価書について

対象校は概ね自己評価書の完成度に満足しているが、評価担当者からは、対象校の評価基準、観点（解釈指針）の理解が十分でなかった点や対象校によって記述のわかりやすさのバラツキがあるなどの問題点が指摘。引き続き説明会・研修会等で具体的な事例等を交えた説明の工夫などに配慮が望まれる。

自己評価書の文字数制限については、基準によっては適切ではなかったとする意見（大学・短期大学、高等専門学校）もあり、基準間での文字数の調整を弾力的に認めるなどの対応は既に行われているが、引き続き検討していくことが望まれる。

添付資料については、対象校がどのような添付資料を用意すべきか迷った面があった。他方、評価担当者からは、必要な根拠資料の不備・不足や検索しにくさ等が指摘。

引き続き、自己評価実施要項等における根拠資料・データの例示の充実、引用したデータが根拠資料のどこにあるかの明示などについて説明会、研修会などを通じた注意喚起への工夫が望まれる。

書面調査・訪問調査について

書面調査については、対象校、評価担当者ともに適切との評価。

ただし、評価担当者が書面分析結果を記入する「書面調査票」等の様式については、見づらい、作業しにくいなどの意見も一部にあり、平成18年度から導入したファイル送受信システムの操作性の改善や説明の充実など工夫が望まれる。

訪問調査については、対象校・評価担当者ともその有効性、特に相互の共通理解を図る上での有効性を評価。

評価報告書について

評価報告書の内容は、評価の目的のうち、教育研究活動等の「質の保証」及び「改善の促進」に照らして適切であり、対象校の目的、実態等に照らしても適切であるとの評価。

ただし、教育研究活動等の「社会の理解と支持」という目的に対しては、評価の公表方法の工夫など理解が得られるよう引き続き検討していくことが必要。

自己評価書や評価報告書については、対象校において積極的に公表（大学・短期大学、高等専門学校）。

法科大学院については、予備評価のため評価結果は公表していない。

評価結果に関してのマスメディア等の報道については不満足とする見方もあり、認証評価制度や機構の行う評価の趣旨や内容について理解が得られるよう、引き続きマスメディアにわかりやすく説明していくことが望まれる。

法科大学院については、予備評価のため評価結果は公表していない。

評価を受けたことによる効果・影響について

自己評価の実施や機構の評価を受けたことにより、教育研究活動等の全体像や課題の把握に役立つとの評価。

質の保証、教育研究の改善、個性の伸長への影響は概ね肯定的な評価。

一方、評価を受けたことによる、学生、または広く社会からの理解と支持が得られるかについては、引き続き認証評価制度や機構の行う評価への社会の認知度を高めていくことなどを検討していくことが必要。

法科大学院については、予備評価であるため、評価結果が公表されていない事情もある。

自己評価結果及び機構の評価結果を受けて改善・向上への取組も各対象校で着実に行われており、今後の効果・影響に期待。（具体の改善事例は別紙1のとおり）

評価の作業量等について

評価担当者には自己評価書の書面調査に係る負担感が大きく、役割分担の整理、書面調査票の様式の工夫等、引き続き効率的な評価が可能となるような改善への努力が望まれる。

対象校は、自己評価書の作成に係る作業量が負担と意識。

認証評価制度が始まったばかりであり、評価の経験を重ねていくことにより効率化が期待。

引き続き、自己評価実施要項の改善や説明会、研修会の充実により対象校の作業効率が高められるよう工夫が望まれる。

評価担当者・対象校とも、評価作業の負担は大きいという意見が多いが、作業量の軽減が図られつつあると認識されてきており、評価作業に費やした労力は、概ね評価の目的（「質の保証」「改善の推進」「社会の理解と支持」）に見合うものであったと評価。

2 全体的な評価・課題等

全体として、機構の認証評価の目的等に照らして成果があがっていることが確認。

一方で、対象校及び評価担当者の評価に係る負担は改善が図られつつあると認識されてきているものの、引き続き効率的な作業が行えるよう負担軽減を図っていくことが望まれる。また、認証評価制度等に対する認知度をより高め、各機関の取組を適切に社会や地域に示すことにより社会からの理解・支援を得ていくためにも、評価プロセスにおける改善だけでなく、評価の公表方法などを総合的に検討していくことが望まれる。

なお19年度以降、機構として既に改善等を図っている事項の例は別紙2のとおり。

認証評価結果を受けた対象校の改善取組の例

(代表的なものを抽出)

〔大学・短期大学〕

大学院教育学研究科の適正な教員配置計画を立案・実施。

入学定員超過率の高い研究科の学生定員増への取組み、及び入学定員充足率が低い専攻科及び別科の見直しを推進。

統一された教養教育の体制の必要性についての検討を開始。

学士課程のシラバスの記載内容の充実を図るため、授業科目ごとの到達目標と成績評価方法・基準をシラバスに明示。

カリキュラム編成方針に従って講義・演習・実習の有機的連携を徹底。

学部専門教育科目の統一的な成績評価基準の策定による履修案内等への明示、成績分布の分析による教育の達成度の把握、成績評価に関する申立てへの対応についての履修案内等への明示。

大学院課程シラバスを全学統一拡張ウェブシラバスシステムに機能強化。

授業評価結果のフィードバックを全教員に伝える方策の検討を開始。

奨学金制度の充実、社会人及び留学生の入学促進、9月入学新設等の改善策を推進。

IT環境整備の検討を開始。

図書館の開館時間を延長。

学生が必要とする図書の実質。

学生の授業評価等の導入に向けた検討を開始。

〔高等専門学校〕

教育目標とカリキュラムとの対応を、より具体的に明確化。

「ものづくり技術者育成」プロジェクトを立ち上げるとともに、全学科で複数の実験テーマを低学年の基礎実験から高学年の応用実験・発表まで継続して行うシームレスな実験を導入。

訪問調査で好評を得た「各課程の授業科目流れ図」を平成19年度シラバスに掲載。

環境に関する特別講演等の取り組みを充実させる予定。

教育方法の更なる工夫のための研究グループ立ち上げなど、教員間に具体的な動きが発現。

インターンシップなど地域と連携した学生教育を充実。

学生支援、特に低学年および編入生において、数学・物理・英語など基礎科目に対する補習授業の強化。

キャリア教育の低学年からの実施のため、正課教育および課外教育の改善と充実。

卒業生、修了生に対する、教育目標に照らし合せた達成度の自己評価アンケートおよび学生支援アンケートの整備と分析。

入学試験成績と在校時の成績との相関の分析と問題提起。

進路（就職・進学）指導を各学科、専攻科共通の進路指導室を設け、資料収集、データ整理などと共に学生相談できるシステムの構築を検討。

校舎内の活用計画及び実習工場の整備。

地域共同テクノセンター機能及び施設の実質的整備。

自己評価書を作成する際の教育活動の実態を示すデータを充実させ、本校教職員が利用出来るように、ホームページに掲載。

教育の質の向上及び教育改善について、保護者による授業参観の実施、FDの充実等を行い、今後更なる取り組みをしていく予定。

本校の教育・研究・地域連携の充実に関する業務の支援（補助、助成）を行うこと等を目的としてOB会を発足させ、退職した教職員の援助を受けるシステムを構築。

教育目標に対するアンケート実施と見直し。

企業や卒業生の意見を反映する体制への改善。

教育改善の具体的な目標とするため、自己評価書の作成において各基準全てに自己分析としての「改善を要する点」を記述。

評価報告書で指摘を受けた事項について、本校の特長と課題を再認識でき、教育改善報告書を発行。

専攻科の研究体制を充実。

専攻科課程における研究概要の説明を全専攻科課程で行うように改善。

産学連携と地域貢献を改善するためのシステムを整備。

〔法科大学院〕

法律基本科目の分類を再検討。

カリキュラムの再検討を行い、平成19年度から新しいカリキュラムを実施。

集中講義の授業終了後、試験までの時間を十分確保するために、試験実施期間を別途設定。

「成績評価における各ランクの分布の在り方についての方針」について、学生への明示をより一層明確にするために法科大学院パンフレットだけでなく、学生便覧にも明示。

入学前の既修得単位を認定する方法について、学生によりわかりやすく提示。

展開・先端科目の必修単位数、修了要件単位数を修正。

未修者コース1年次向けの「オフィスアワー」の在りかたについて検討し、補講と誤解を受けないような措置を実施。

FDがまだ不足していると考えたため、授業評価アンケートの分析・授業への反映の具体的検討などといった事項から、FDを強化していく予定。

入試において課す法律科目を7科目に増やす予定。

年間30単位を超える授業を担当することがないように、専任教員に対して教授会で周知。

実務家教員の専門分野の開示、および、各教員の履歴・業績等の開示をホームページ上でもれなく行うように準備。

「兼任教員」に関する資料の公表について、自己点検・評価報告書においてその概要を公表する方向で検討中。

自己点検及び評価を行い、外部評価を受ける予定。

図書・資料の充実策を実施。

認証評価の改善・充実のための機構の取組例

評価基準等関係

自己評価しにくい等の意見のあった観点等について、認証評価説明会、自己評価担当者等に対する研修会（平成20年度実施分）や訪問説明時の機会を利用して、観点の趣旨やねらいについて詳細な説明を行い、さらには書面調査及び訪問調査等の実施過程等においても評価の実施に支障が生じないよう適切に対応するとともに、必要に応じて評価基準及び観点（平成21年度実施分）の見直しを検討することとした。（大学・短期大学・高等専門学校）

研修・説明会関係

〔評価担当者に対する研修会〕

評価しにくい等の意見のあった観点について、観点の趣旨やねらいについて詳細に説明を行うとともに、平成18年度の認証評価の経験を踏まえ、書面調査等を中心とした実践的な研修を充実させることとした。（大学・短期大学）

研修の中で実施する書面調査の内容のシミュレーションは、評価担当者からの意見を踏まえ、「判断保留」とした事例のほか、「一般的に期待される水準である」との判断を行った事例を加えるなど改善を図ることとした。（高等専門学校）

評価担当者からの意見を踏まえ、再任された委員は、2日間の研修日程のうち、1日目の参加のみで終了可能なように改善を図ることとした。（高等専門学校）

〔説明会・自己評価担当者等に対する研修会〕

説明会・自己評価担当者等に対する研修会（平成20年度実施分）や個別の訪問説明の機会に、平成17、18年度の認証評価の経験を踏まえ、具体的な事例等を交えながら自己評価書の記述や添付資料の留意点について詳細に説明を行うこととした。（大学・短期大学・高等専門学校）

自己評価担当者等に対する研修会については、従来、認証評価の申請を受け付けた後の11月に実施していたが、早い時期から自己評価の方法等についてより詳細に理解を深めてもらえるよう、認証評価説明会終了後（5月）にも開催することとした。（高等専門学校）

認証評価説明会及び自己評価担当者等に対する研修会（平成20年度実施分）の説明内容として、評価基準を中心とした内容としていたが、対象校からの要望等を踏まえ、予備評価において改善を要する点として指摘した事項等の具体的な事例に重点を置いた説明内容とすることとした。（法科大学院）

書面調査・訪問調査関係

書面調査票の様式（機能）について、記入しづらいとの意見を受け、複数の項目の中から1つを選択できるドロップダウンフォームフィールド機能等を使用せず、記入しやすい様式に見直すこととした。（大学・短期大学）

従来、訪問調査については、1日目の昼から3日目の昼までの3日間の日程で行っていたが、対象校等からの意見を踏まえ、負担軽減の観点から、調査項目の変更なしに2日間の日程に見直しを行うこととした。（大学・短期大学）

各委員の主担当校2校に対して、書面調査については所属する部会の対象校6校すべてを担当することとなっていたものを、各委員の負担を考慮して、書面調査の担当校についても主担当校2校のみとした。（高等専門学校）

対象校との共通理解をより一層図るため、訪問調査の初日のみ行っていた対象校関係者（責任者）との面談を、初日及び最終日（調査結果の説明等を行う前）の2回行うこととした。（法科大学院）